

平成 22 年度広島県介護支援専門員 専門研修 実施要領

1 目的

現任の介護支援専門員に対して一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の習得を図ることにより、その専門性を高め、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とします。

2 実施主体

広島県知事の指定を受け、社団法人 広島県シルバーサービス振興会が研修事業の実施主体となります。

3 研修の種別

専門研修課程Ⅰ（以下「専門Ⅰ」という。）

専門研修課程Ⅱ（以下「専門Ⅱ」という。）

4 対象者

原則として介護支援専門員として現在、実務に従事している方で次の受講要件を満たす方です。（産休・育休・病休・休職中の方は対象となりません。）

専門Ⅰ	就業後 1 年以上の者
専門Ⅱ	就業後 3 年以上の者

（実務として認められる就労範囲）

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④ 介護保険施設
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦ 介護予防支援事業者
- ⑧ 地域包括支援センター

但し、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画の作成を行っていなかった場合は実務経験としては認められません。また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者は、実務経験があると認められます。

5 研修課程の種類・総時間数・実施期間

研修は上期、下期の年 2 回実施します。いずれかを受講してください。 なお、研修は各期で修了することとし、上期と下期にわたっての受講はできません。

種 類	総時間数	研修期間（上期）	研修期間（下期）
専門Ⅰ	33 時間	平成 22 年 5 月～7 月	平成 22 年 10 月～11 月
専門Ⅱ	20 時間	平成 22 年 5 月～7 月	平成 22 年 10 月～12 月

6 研修課程の日程等

別表「専門研修内容」（P5～10）のとおりです。

（参考 1 「研修会場」（P14,15）、参考 2 「研修の流れ」（P18）をご覧ください。）

7 受講料

専門Ⅰ 12,000 円

専門Ⅱ 12,000 円

受講料は受講決定時に送付する「払込取扱票」で払い込んでください。手数料は払込者のご負担となります。原則として払込み後の返金はいたしません。なお、「払込取扱票」が届いて 1 週間以内に払込みのない場合は、受講できないこともあります。

8 募集予定定員

区分	研修期間（上期）	研修期間（下期）
専門Ⅰ	300 人	200 人
専門Ⅱ	300 人	200 人

（注 1）両課程ともに更新研修受講者の人数が含まれます。

（注 2）本年度、**介護支援専門員証の更新に必要な更新研修対象の方、主任介護支援専門員研修を受講する予定の方**の受講を優先します。

9 募集締め切り

締め切り日：平成 22 年 3 月 12 日（金）

10 受講手続き等

（1）必要書類

ア 申込書

・専門Ⅰ⇒平成 22 年度介護支援専門員 専門研修Ⅰ 受講申込書（様式 1）

・専門Ⅱ⇒平成 22 年度介護支援専門員 専門研修Ⅱ 受講申込書（様式 2）

（ア）申込書に**ボールペン**で必要事項を御記入ください。研修日程は「専門研修内容」（p5～10）を参照の上、**受講日、会場等を記入してください。**

（イ）専門Ⅱの一部研修科目で受講免除の希望者は、（3）受講免除についてを参照の上、**受講申込書の受講免除希望欄に○印をしてください。**なお、**広島県以外で受講履歴のある方は、受講の証明となるもの（コピー）を添付してください。**

（ウ）平成 22 年度主任介護支援専門員研修の受講予定の方は、**必ず上期（平成 22 年 5 月～7 月）の研修を申し込んでください。**

イ 実務経験証明書

実務経験証明書（様式 3）を作成してください。

※アとイについては、ホームページからもダウンロードできます。

(2) 書類の送付先（FAXは不可）

申込書と実務経験証明書等を平成 22 年 3 月 12 日（金）までに次へ郵送してください。

〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29（財）広島県健康福祉センター1 階
社団法人 広島県シルバーサービス振興会 介護支援専門員研修係

(3) 受講免除について

既に修了した研修の修了区分に応じて、専門研修の全部又は一部が免除されます。免除される研修課目等は次のとおりです。

年度	研修修了区分	全部又は一部が受講免除となる研修
15～17	基礎研修課程 I 修了	専門研修課程 I（全部免除）
	基礎研修課程 II 修了	専門研修課程 I（全部免除）
	専門研修課程 修了	専門研修課程 II のうち 次の 2 課目のみ免除（一部免除） 「介護支援専門員の課題」 「サービス担当者会議演習」
18～21	専門研修課程 I 修了	専門研修課程 I（全部免除）
	専門研修課程 II 修了	専門研修課程 II（全部免除）

(注 1) 平成 14 年度までの現任研修修了者については、研修内容が平成 15 年度以降のものとは異なるため免除の対象とはなりません。

(注 2) **受講履歴**（免除に該当する履歴も含む。）は、広島県介護保険課（電話 082-513-3206）又は、広島県シルバーサービス振興会（電話 082-254-9699）で確認できます。

(注 3) 実務経験者が初回に更新する際の更新研修は、専門（又は更新）研修課程 I 及び専門（又は更新）研修課程 II を受講することとし、**2 回目以降**の更新の際の更新研修は、専門（又は更新）研修課程 II を受講して下さい。

(注 4) 初回の更新において、**実務未経験者に対する更新研修を受講した者**が、2 回目の更新の際に実務経験者として更新研修を受講する場合は、専門（又は更新）研修課程 I 及び専門（又は更新）研修課程 II を受講して下さい。

(参 考)

研修の受講歴からみた**更新手続きに必要な研修は次のとおりです。**

あなたの受講歴をご確認のうえ、研修計画をたててください。

※更新手続きは専門（又は更新）I と、専門（又は更新）II の修了が必要です。

専門（又は更新）研修 I の受講が必要な方

★ これまでに次の研修を受けていない方

- 基礎研修課程（I 又は II）
（平成 15～17 年度）
- 専門研修 I（平成 18～21 年度）

専門（又は更新）研修 II の受講が必要な方

★ これまでに次の研修を受けていない方

- 専門研修 II（平成 18～21 年度）

なお、**専門研修課程（平成 15～17 年度）**
を受講された方は、専門（更新）研修 II
の 2 課目のみが免除になります。

11 受講の決定

(1) 受講の決定通知

- ・ 受講の決定は、**専門Ⅰ・専門Ⅱ**ごとに「**決定通知書**」と「**払込取扱票**」を送付します。
このため、**両方の研修を申し込んでいても各通知の受け取り日が異なることを御了承ください。**また、お申込みの希望に添えない場合もありますので、**必ず「決定通知書」で日程・会場を御確認**ください。
- ・ 受講料は「**払込取扱票**」が届いて**1週間以内に払い込んでください。**
- ・ **次の日までに届かない場合は申し出てください。**
 - ・ 上期の申込者は**4月30日まで**
 - ・ 下期の申込者は**7月1日まで**
- ・ 受講希望者が定員を超えた場合には、次年度にお願いする場合があります。

(2) 受講決定後の変更の取り扱い

「**決定通知書**」を受け取り後に、通知内容の変更（氏名、住所、受講予定日、受講中止、退職等により受講対象者でなくなった等）が生じた場合は、必ず御連絡ください。

12 修了証書の交付と修了者名簿の登録

規定の研修時間を受講し（遅刻・途中退席不可）、事例提出等の受講条件を満たした者は、当振興会会長名の修了証書を交付いたします。

また、広島県が作成する広島県介護支援専門員専門研修修了者名簿に登録されます。

13 受講に際しての留意事項

- (1) 「**決定通知書**」は**研修終了時に確認印を押します**ので、**研修日には必ず持参してください。**
- (2) 研修は研修課程の課目をすべて受講することで修了とします。
補講は原則として認めません。都合により欠席した課目を次期、又は次年度の研修で補講することは出来ません。
- (3) やむを得ず研修を欠席する場合や業務の都合等により受講日時の変更の必要が生じた場合は、**事前に必ず電話で連絡のうえ、変更手続きを行なってください。**
- (4) 講義中、講義以外の事をしている者、回りの受講生に対して不快な思いをさせる者などについては、その場で事務局より指導し、受講を取り止めて退室とすることもあります。
- (5) **専門Ⅱの一部の研修課目は事例提出が受講条件となります。**

事前に各所属（居宅、特養、老健、療養型、グループホーム等）の事例を作成し持参してください。事例を持参しなかった場合は受講できません。（作成に当たっては、別に送付する作成要領を参考としてください。）

区 分	作成要領
1 サービス担当者会議 演習	平成 22 年度広島県介護支援専門員実務経験者に対する更新研修及び専門研修の課程Ⅱにかかる事例作成要領
2 「居宅介護支援」・ 「施設介護支援」（演習）	

※ 作成要領は、**専門Ⅱの受講決定者へ「決定通知書」とともに送付**いたします。

別表「専門研修内容」

(1) 専門研修課程 I

① 研修カリキュラム

区分	計	時間	課目	
必須 課目 24時間	課目①	2H	介護保険制度論(講義)	
		1H	ケアマネジメントとそれを担う介護支援専門員の倫理(講義)	
		3H	ケアマネジメントのプロセスとその基本的考え方(講義)	
	課目②	2H	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)講義	
		3H	保健医療福祉の基礎理解(ii)「社会資源活用」(講義)	
	課目③	2H	保健医療福祉の基礎理解(iii)「人格の尊重及び権利擁護」(講義)	
		4H	保健医療福祉の基礎理解(i)「高齢者の疾病と対処及び主治医との連携」(講義)	
	課目④	7H	対人個別援助技術(ソーシャルケースワーク)演習	
	選択必須課目については、下記の中から、必ず3課目選択して下さい。			
	選択 必須 課目 9時間	選択 課目 (右記 A～ Iの中 から3 科目 選択)	3H	A, サービスの活用と連携(i)「訪問介護・訪問入浴」(講義)
3H			B, サービスの活用と連携(iii)「居宅療養管理指導」(講義)	
3H			C, サービスの活用と連携(v)「短期入所・介護保険施設」(講義)	
3H			D, 保健医療福祉の基礎理解(v)「認知症高齢者・精神疾患」(講義)	
3H			E, サービスの活用と連携(vii)「福祉用具・住宅改修」(講義)	
3H			F, サービスの活用と連携(ii)「訪問看護・訪問リハビリテーション」(講義)	
3H			G, サービスの活用と連携(vi)「介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者生活介護」(講義)	
3H			H, 保健医療福祉の基礎理解(iv)「リハビリテーション」(講義)	
3H			I, サービスの活用と連携(iv)「通所介護・通所リハビリテーション」(講義)	

■受講免除について

既に修了した研修の修了区分に応じて、更新研修又は一部が免除されます。

年度	研修終了区分		受講免除となる研修
15～17	現任研修	基礎研修課程 I 修了	⇒ 専門研修課程 I (すべて免除)
		基礎研修課程 II 修了	⇒ 専門研修課程 I (すべて免除)
18～21	専門研修	専門研修課程 I 修了	⇒ 専門研修課程 I (すべて免除)

② 研修日程

<上期>

区分	地域	受講日	時間	会場
課目① (講義)	広島	5月13日(木)	10:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室)
	福山	5月20日(木)	10:00~17:00	県民文化センターふくやま(ホール)
課目② (講義)	広島	5月25日(火)	10:00~16:00	広島県健康福祉センター(大研修室)
	福山	6月1日(火)	10:00~16:00	県民文化センターふくやま(ホール)
課目③ (講義)	広島	5月27日(木)	10:30~17:30	広島県健康福祉センター(大研修室)
	福山	6月10日(木)	10:30~17:30	県民文化センターふくやま(ホール)
課目④ (演習)	広島	7月15日(木)	9:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室)
		7月29日(木)	9:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室)
	福山	7月27日(火)	9:30~17:30	県民文化センターふくやま(地下 文化交流室)
		7月28日(水)	9:30~17:30	県民文化センターふくやま(地下 文化交流室)
	三次	7月16日(金)	9:30~17:30	三次福祉保健センター 多目的ホール
選択課目 (講義)	①	6月11日(金) AM	10:00~13:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <C, 短期入所・介護保険施設>
	②	6月11日(金) PM	14:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <E, 福祉用具・住宅改修>
	③	6月13日(日) AM	10:00~13:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <A, 訪問介護・訪問入浴>
	④	6月13日(日) PM	14:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <B, 居宅療養管理指導>
	⑤	6月15日(火) AM	10:00~13:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <I, 通所介護・通所リハビリテーション>
	⑥	6月15日(火) PM	14:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <G, 介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者介護>
	⑦	6月22日(火) PM	13:00~16:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <D, 認知症高齢者・精神疾患>
	⑧	6月27日(日) AM	10:00~13:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <F, 訪問看護・訪問リハビリテーション>
	⑨	6月27日(日) PM	14:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <H, リハビリテーション>

<下期>

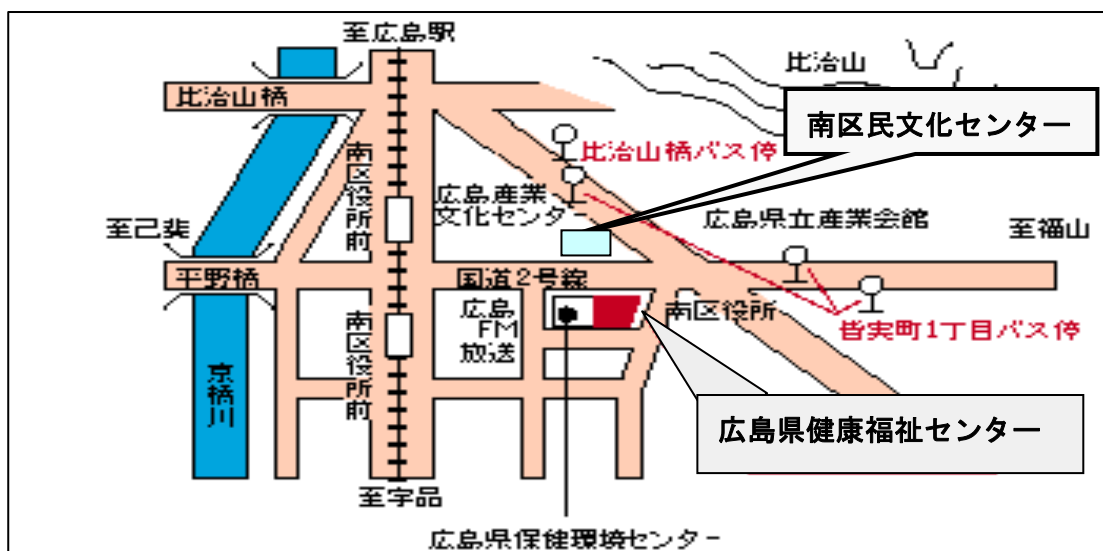
区分	地域	受講日	時間	会場
課目① (講義)	広島	10月5日(火)	10:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室)
	福山	10月2日(土)	10:00~17:00	県民文化センターふくやま(ホール)
課目② (講義)	広島	10月8日(金)	10:00~16:00	広島県健康福祉センター(大研修室)
	福山	10月12日(火)	10:00~16:00	県民文化センターふくやま(ホール)
課目③ (講義)	広島	10月14日(木)	10:30~17:30	広島県健康福祉センター(大研修室)
	福山	11月4日(木)	10:30~17:30	県民文化センターふくやま(ホール)
課目④ (演習)	広島	11月13日(土)	9:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室)
		11月24日(水)	9:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室)
	福山	11月18日(木)	9:30~17:30	県民文化センターふくやま(地下 文化交流室)
	三次	11月9日(火)	9:30~17:30	三次福祉保健センター 多目的ホール
選択課目 (講義)	①	10月17日(日) AM	10:00~13:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <F, 訪問看護・訪問リハビリテーション>
	②	10月17日(日) PM	14:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <H, リハビリテーション>
	③	10月19日(火) AM	10:00~13:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <I, 通所介護・通所リハビリテーション>
	④	10月19日(火) PM	14:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <E, 福祉用具・住宅改修>
	⑤	10月26日(火) PM	13:00~16:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <D, 認知症高齢者・精神疾患>
	⑥	10月27日(水) AM	10:00~13:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <G, 介護保険施設・認知症対応型共同生活介護・特定施設入居者介護>
	⑦	10月27日(水) PM	14:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <C, 短期入所・介護保険施設>
	⑧	10月30日(土) AM	10:00~13:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <A, 訪問介護・訪問入浴>
	⑨	10月30日(土) PM	14:00~17:00	広島県健康福祉センター(大研修室) <B, 居宅療養管理指導>

参考1 研修会場とアクセス

地域	会場	電話	所在地
① 広島	広島県健康福祉センター (大研修室、中研修室等)	082-254-9699 (広島県シルバーサービス振興会)	734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29
② 広島	広島市南区民文化センター (ホール)	082-251-4120	732-0816 広島市南区比治山本町 16-27
③ 福山	県民文化センターふくやま (多目的ホール,文化交流室)	084-921-9200	720-8519 福山市東桜町 1-21
④ 備北	三次市福祉保健センター (多目的ホール)	0824-63-8975	728-0013 三次市十日市東三丁目 14-1

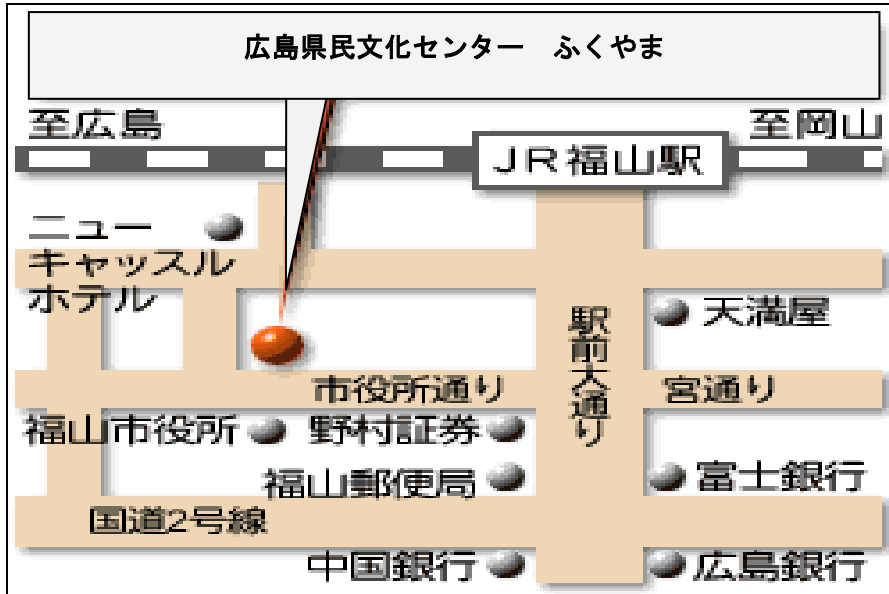
※ 各会場とも受講者用の駐車場は準備できません。公共交通機関等で御来場ください。

【①及び②の会場】広島県健康福祉センターと広島市南区民文化センター



- ① 広島電鉄バス () 数字は、路線番号です。
西広島駅←→大学病院・旭町(10) (皆実町1丁目・比治山橋下車) 横川駅←→仁保(7) (皆実町1丁目下車)
- ② 広島バス () 数字は、路線番号です。
広島駅←→旭町(26) (比治山橋下車) 横川駅←→大学病院(23) (比治山橋下車)
- ③ 市内電車 () 数字は、路線番号です。
広島駅←→宇品(5) (南区役所前下車)

【③の会場】県民文化センターふくやま

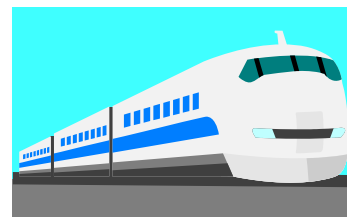


JR 福山駅から
徒歩 4 分

【④の会場】三次市福祉保健センター



JR 三次駅から
徒歩 15 分



平成22年度 広島県介護支援専門員更新・専門研修

申込み・受講に関する Q&A集

	Q	A
実務経験証明書	① 22年度更新対象者で、以前働いていた居宅介護支援事業所が廃止となっています。または以前働いていた事業所の担当者が皆代わっているため誰も証明をしてくれません……。実務経験証明書はどのように記入したらいいですか？	⇒実務経験証明書は受講を希望する 本人が記入 し、以前雇用されていたことを証明するもの（ 雇用保険、年金記録などの証明書 ）の 写し を管轄の社会保険事務所で受け取って実務経験証明書に添付して郵送ください。 年金特別便 などでもOKです。
	② 実務経験証明書の『施設または事業所の名称』の部分は法人名を記入するのですか？	⇒現在の所属長が記入できるのであれば記入していただいてもOKです。記入できないのであれば、法人の総務などで記入していただき法人の代表者の印でもOKです。法人名を記入する場合は、備考欄に現在勤務している施設名を必ず記入してください。
	③ 実務経験の期間はいつからいつまでを書けばいいですか？	⇒実際に介護支援専門員として働き始めたときから、受けた研修の 受講日前日 までです。
	④ 更新研修を受ける予定ですが、実務経験が3年ないのですが・・・	⇒更新年度に受ける更新研修では実務経験は3年無くても、過去に 1ヶ月でも経験があれば受講できます。
	⑤ 専門研修を受講する予定ですが、以前専門Iを受けているので実務経験証明書はもういらないですか？	⇒専門研修の受講要件は現在実務に従事していることが条件ですので、実務経験証明書を 再度 とっていただく必要があります。
	⑥ 自分は管理者でもあり、違う仕事もしているのですが実務経験に入りますか？	⇒指定居宅介護支援事業所においては基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、 当該管理者は、実務経験があると認められます。
事例	⑦ 現在は実務をしていないので更新研修課程IIの事例が作成できないのですが、どうしたらいいのでしょうか？	⇒更新研修課程IIの 事例提出は受講条件 ですので、過去に所属していたときのケースを思い出して作成して下さい。
申込書	⑧ 研修Iの選択科目は、自分の興味があるものでいいですか？自分の仕事と関係しているほうがいいですか？	⇒選択科目は、業務と関係しているもの、興味があるものどちらでもよいです。ご自分のスキルアップのためによく検討して選んで下さい。
	⑨ 専門（更新）研修課程IIの施設コースの課目③と課目④は同じコースを受講しないとだめですか？	⇒専門（更新）研修課程IIの課目③と課目④のコースと所属は現在働いている施設を選択して下さい。また課目③と課目④の所属はそろえてお申込み下さい。

参考2 Q&A集

	<p>⑩ 更新と専門はどちらがうのですか？どちらの申込書でもいいのですか？</p>	<p>⇒研修の内容は同じですが、専門研修は現在実務に就いていることが条件となっています。更新研修は、介護支援専門員証の有効期限が次の年に切れる方が対象です。申込書の記入は、専門研修は専門研修の申込書へ、更新研修は更新研修の申込書に記入してください。用紙がない場合は、コピーまたは当振興会のホームページからダウンロードして使用してください。</p>
	<p>⑪ 受講免除について、どの課目が免除になりますか？申し込み用紙にはどのように書けばいいですか？</p>	<p>⇒平成15年～17年の現任研修（基礎研修Ⅰまたは基礎研修Ⅱ）を修了されている方は、専門（更新）研修課程Ⅰを全課目免除とします。また、平成15年～17年までの現任研修（専門研修課程）を修了されている方は専門（更新）研修Ⅱの2課目のみ免除となります。申込書の免除希望欄に○をしてください。※詳細はP3を参照してください。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>⑫ 県社協の現任研修（基礎研修）を受講したのですが、受講免除になる課目はありますか？</p>	<p>⇒県社協の基礎研修は実務経験1年未満の方が対象です。更新・専門研修Ⅰ・Ⅱの<u>免除課目はありません</u>。</p>
	<p>⑬ 更新研修を受けないと資格は消えてしまうのですか？</p>	<p>⇒介護支援専門員証の更新を行わずに有効期間が切れてしまった場合、広島県が管理する介護支援専門員名簿からは削除されませんが介護支援専門員として実務に従事することはできません。再度、従事するためには、一定の研修（再研修）を受講し介護支援専門員証の交付を受ける必要があります。</p>
	<p>⑭ 同じ職場の介護支援専門員は更新の案内が来ているのになぜ自分はこないのですか？</p>	<p>⇒更新研修のご案内は、更新年度の方で、平成21年の12月に郵送した確認調査票で更新の意思を示された方に郵送しています。</p>
	<p>⑮ 一度更新の手続きをしているのですが、再度研修を受けないといけませんか？</p>	<p>⇒一度、実務経験者として更新の手続きをしている方は、<u>専門（更新）研修課程Ⅱのみ</u>を受講することで次回の更新に必要な研修は修了となります。</p>

参考3 研修の流れ

対象者	内容	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考	
更新研修 受講の方	個人へ案内発送	2月中旬 →												
	ホームページへの掲載	2月中旬 →												
	申し込み〆切	3月12日												
	受講決定通知書(上期)	4月中旬頃 →												
	受講決定通知書(下期)	6月中旬頃 →												
	研修期間 課程Ⅰ					← 上期 →				← 下期 →				
	研修期間 課程Ⅱ					← 上期 →				← 下期 →				

対象者	内容	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考	
専門研修 受講の方	各事業所へ案内発送	2月中旬 →												
	ホームページへの掲載	2月中旬 →												
	申し込み〆切	3月12日												
	受講決定通知書(上期)	4月中旬頃 →												
	受講決定通知書(下期)	6月中旬頃 →												
	研修期間 課程Ⅰ					← 上期 →				← 下期 →				
	研修期間 課程Ⅱ					← 上期 →				← 下期 →				

平成 22 年度広島県介護支援専門員
専門研修 I 受講申込書

《 F A X 不 可 》

平成 年 月 日

次の太枠内に必要事項を記入、又は○印をしてください。

研修時期		上期・下期								
申込者	氏名	男・女						生年月日	年 月 日生	
	住所	〒						日中の連絡先	・自宅 ・勤務先 ・その他 ()	
	登録番号							登録都道府県名	・広島県 ・その他 ()	
	資格有効期限	平成 年 月 日						本年度主任介護支援専門員研修の受講予定		有 ・ 無
	実務経験期間	(通算) 年 か月						実務経験証明書の確認	※ 事務局確認欄 <input type="checkbox"/> 添付有 (1年以上の証明書)	
現勤務先	有・無	事業所・施設		(事業者番号)		(名称)				
		所在地		〒		(TEL :)		FAX :)		

【受講希望】

区分	日程	受講日	会場
必須 33時間	課目① 講義	月 日 ()	
	課目② 講義	月 日 ()	
	課目③ 講義	月 日 ()	
	課目④ 演習	月 日 ()	
	選択課目 1 講義	月 日 () AM又はPM	・広島県健康福祉センター ・南区民文化センター
	選択課目 2 講義	月 日 () AM又はPM	・広島県健康福祉センター ・南区民文化センター
	選択課目 3 講義	月 日 () AM又はPM	・広島県健康福祉センター ・南区民文化センター
予備日	選択課目 4 講義	月 日 () AM又はPM	・広島県健康福祉センター ・南区民文化センター
	選択課目 5 講義	月 日 () AM又はPM	・広島県健康福祉センター ・南区民文化センター

- 注 1 希望受講日は必ず予備日まで記入するとともに、AM 又は PM いずれかに○印をすること。
 注 2 選択課目は、定員に空きがあれば3課目以上の受講は可能である。
 注 3 申込み多数の場合は希望に添えない場合もある。
 注 4 選択課目が集中した場合は予備日より決定する。

社団法人 広島県シルバーサービス振興会
 (〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29)
 TEL (082) 254-9699

実務経験証明書

平成 年 月 日

社団法人広島県シルバーサービス振興会会長 様

施設又は事業所の
名称及び所在地

代表者氏名

印

(TEL :

)

次の者の**実務経験**は、次のとおりであることを証明します。

氏 名	(年 月 日生)
住 所	〒
介護支援専門員登録番号
実務経験期間	①平成 年 月 日～② 年 月 日 (②は専門研修受講日の前日を記載、引き続き実務に従事していることが必要である。 更新研修はこの限りではない) (通算 年 月 (見込み))
備 考	

注① この証明書は、必ず所属長等の証明権限を有する人が記入してください。

②介護支援専門員の**実務経験**とは居宅介護支援事業所や介護保険施設等（以下「事業所」という）において**介護支援専門員としてサービス計画作成等の介護支援業務に従事した実務期間**です。（【参考】を参照のこと）

③**現在、従事している事業所の実務経験期間の最終年月日は、研修受講日前日**とします。

④**専門研修の受講対象者**は従事期間が1ヶ所で満たされていれば、1事業所の証明で結構です。また、過去に従事していた事業所が、従事期間の合算に必要であれば、事業所ごとに作成してください。（1事業所1枚）

⑤1ヶ月に満たない日数は端数切り上げ（1ヶ月）とし、産休・育休・病休など1ヶ月以上の長期休暇の期間は除いてください。

⑥事業所が廃止されている場合は、申込者が記入し、雇用されていたことを証明するもの（雇用保険、年金記録等の証明書の写）を添付してください。

⑦**法人名で押印される場合は、備考欄に事業所・施設名をご記入下さい。**

【参考】（実務経験として認められる就労範囲）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 居宅介護支援事業所 ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者 ③ 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者 ④ 介護保険施設 ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者 ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者 ⑦ 介護予防支援事業者 ⑧ 地域包括支援センター |
|--|

但し、これらの事業所または施設で就労していたとしても、単に、要介護認定のための調査業務のみを行っていた場合や利用者やサービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行っていたのみで、サービス計画作成を行っていない場合は**実務経験**としては認められません。

また、指定居宅介護支援事業所においては、基準上、常勤専従の管理者を置くこととなっており、当該管理者は、実務経験があると認められます。